

重要な会計方針、貸借対照表および損益計算書についての注記

1. 有価証券の評価の方法
 子会社株式は移動平均法による原価法によっております。
 その他有価証券で、時価のあるものは決算日の市場価格に基づく時価法によっており、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定し、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。
2. たな卸資産の評価の方法
 製品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法、貯蔵品は先入先出法による原価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法
 建物および機械装置については定額法、その他の有形固定資産は定率法であります。
4. 引当金の計上の方法
 (1) 貸倒引当金については、金銭債権の貸倒による損失に備えて、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。
 (2) 賞与引当金については、従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
 (3) 退職給付引当金については、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 なお、会計基準変更時差異(1,129百万円)については、15年による按分額を費用処理しており、数理計算上の差異については各発生年度の翌期から平均残存勤務期間以内において定額法による費用処理をすることとしております。
 (4) 役員退職慰労引当金については、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
5. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
6. 会計方針の変更
 当期より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。
 これによる損益に与える影響はありません。
7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,392 百万円
8. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備の一部、電子計算機およびその周辺機器についてはリース契約により使用しております。
9. 子会社に対する債権・債務

	短期金銭債権	688	百万円
	長期金銭債権	30	百万円
	短期金銭債務	33	百万円
10. 担保に供している資産

	建物	1,099	百万円
	機械装置	2,382	百万円
	土地	982	百万円
11. 退職給付債務に関する事項

	退職給付債務	1,549	百万円
	会計基準変更時差異の未処理額	677	百万円
	未認識数理計算上の差異	133	百万円
	退職給付引当金	738	百万円
12. 受取手形割引高 200 百万円
13. 受取手形の債権流動化による譲渡高 1,334 百万円
14. 保証債務 215 百万円
15. 子会社との取引高

	売上高	1,683	百万円
	仕入高	279	百万円
	営業取引以外の取引高	6	百万円
16. 1株当たり当期純利益 8.96 円
 (算定上の基礎)

	損益計算書上の当期純利益	269	百万円
	普通株主に帰属しない金額		-
	普通株式に係る当期純利益	269	百万円
	期中平均株式数	30,059	千株
17. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 8 百万円